

入院時の食事の提供について

【当院の施設基準】

●入院食事療養費（Ⅰ）

- ・ 入院食事療養及び入院生活療養の食事の提供たる療養は、管理栄養士によって行われています。
- ・ 患者様の年齢、病状によって適切な栄養量及び内容で、適時かつ適温での食事の提供を行っております
- ・ 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、脂質異常症食、痛風食等の特別食や流動食、軟食の提供を行っております。

●入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

	標準負担額（1食あたり）	
一般（下記以外）	490円	
低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	230円
	過去1年間の入院期間が90日超	180円
低所得者Ⅰ	110円	